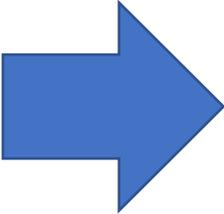


再生可能エネルギー無のZEHについて、  
ZEH、**ZEH-Oriented**、ZEH Ready、Nearly ZEHの場合下記の証明書が必要

①BELS評価書（ZEHマークまたはZEH-Mマークが表示されたもの）

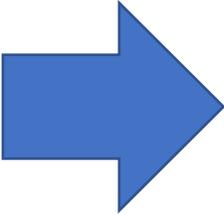


**ZEH Oriented**

都市部狭小地※に建築された外皮及び一次エネ消費量がZEHの基準を満たすもの。

※ **都市部狭小地とは**、北側斜線制限の対象となる用途地域（第一種及び第二種低層住居専用地域並びに第一種及び第二種中高層住居専用地域）等であって、敷地面積が85㎡未満である土地。ただし、住宅が平屋建ての場合は除く。

②設計住宅性能評価書または建設住宅性能評価書※1  
（断熱等性能等級5かつ一次エネルギー消費量等級6に適合しているもの）



**令和4年4月1日以降に取得可能**

## 長期優良住宅の改定について

**2022年2月20日**から『住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律』の一部が施行されます。

※詳細は行政庁ごとに異なる場合がございます。申請先の所管行政庁へご確認ください。

①『**適合証**』が『**確認書**』に変わります。

➡ 耐震3等級の表記が出来なくなると言われていましたが、出来ることになりました。

②住宅性能評価書（長期確認付）で認定申請ができます。

➡ 従来、性能評価書だけでは長期の認定に不足していた個所を性能評価書に載せることが出来るようになりました。

③所管行政庁への申請が変わります。

➡ \*認定申請の際、『長期確認書』または『設計性能評価書（長期確認付）』の写しを添えた場合は **図書の添付を省略が可能**となります。  
内容は申請先の所管行政庁へご確認ください。

性能評価書を取得するように誘導する流れとなっています。  
申請料も大きく変わらない為、検討が必要となります。







